

寒川町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月1日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第4号

寒川町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(平成18年寒川町規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を削り、同条第2項中「前項」を「法第78条の2第1項及び第115条の12第1項」に、「第2号様式」を「第1号様式」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第3条を削る。

第4条第1項を削り、同条第2項中「前項」を「法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2」に、「第6号様式」を「第2号様式」に改め、同項を同条とし、同条を第3条とする。

第5条を削る。

第6条中「第8号様式」を「第3号様式」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「第2条から前条まで」を「第2条及び第3条」に、「又は届出」を「若しくは法第78条の5及び第115条の15の規定による届出」に、「受理したときは、」を「受理したとき、又は前条に規定する指定の取消し若しくは停止をしたときは、」に改め、同条を第5条とし、第8条を第6条とし、第9条を第7条とする。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

年 月 日

様

寒川町長

指定事業所決定(申請却下)通知書

年 月 日付けで、申請のありました(指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所)の指定について、次のとおり決定しましたので通知します。

☐ 指定します

事業所	名 称	
	所 在 地	
主たる事務所の所在地		
代 表 者	氏 名	
	住 所	
事業開始年月日		年 月 日
指 定 年 月 日		年 月 日
当該事業所に係る指定期間		年 月 日～ 年 月 日
サ ー ビ ス の 種 類		
介護保険事業所番号		

☐ 申請を却下します

理由

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、寒川町長に審査請求することができます。
- 2 この処分についての取消訴訟は、第 1 項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から 6 月以内に、寒川町（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります）を被告として、提訴することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から 6 月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提訴することができません。

年 月 日

様

寒川町長

指定事業所更新決定（申請却下）通知書

年 月 日付けで、申請のありました(指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所)の指定更新について、次のとおり決定しましたので通知します。

☐ 指定します

事業所	名称	
	所在地	
主たる事務所の所在地		
代表者	氏名	
	住所	
事業開始年月日		年 月 日
指定年月日		年 月 日
当該事業所に係る指定期間		年 月 日～ 年 月 日
サービスの種類		
介護保険事業所番号		

☐ 申請を却下します

理由

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、寒川町長に審査請求することができます。
- 2 この処分についての取消訴訟は、第 1 項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から 6 月以内に、寒川町（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります）を被告として、提訴することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から 6 月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提訴することができません。

年 月 日

様

寒川町長

指 定 事 業 所 取 消 通 知 書

介護保険法の規定に基づき、次のとおり事業所の指定を取消しましたので通知します。

申請者名

代表者名

事業所名

所在地 神奈川県高座郡寒川町

介護保険事業所番号

指定取消年月日 年 月 日

サービスの種類

第4号様式から第8号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。